平成２７年（フ）第１０４号
徳島県板野郡上板町神宅字宮ノ前７番地の１
破産者　有限会社原田運送店
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５号
沖縄県那覇市首里金城町４―71―81階
破産者　株式会社スマイル
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７５号
北海道稚内市中央５丁目９番32号
破産者　大浦漁業株式会社
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０３号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲富2401番地
破産者　協同組合木の国ぎふの家
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６号
静岡県賀茂郡松崎町櫻田22番地の６
破産者　有限会社高建築設計
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第３０３号
京都市北区小山上板倉町44番地
破産者　田村　成一
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
京都府木津川市相楽台５丁目８番地２―203号
破産者　株式会社ｍ－ｙｏｕ
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
岡山県新見市高尾371番地９
破産者　梶谷　　至
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２７年（フ）第４２号
山形県米沢市中田町1980番地
破産者　株式会社齋藤住設工業
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１０号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1351番地の６
破産者　有限会社二瓶設備
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第８８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野3719番地
破産者　有限会社ＲＡＩＮＢＯＷ　ＣＯＭＰＡＮＹ
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１５号
三重県松阪市飯高町森1353番地
破産者　田中きみよ
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１０８０号
大阪市中央区今橋１丁目７番14号
破産者　株式会社あおぞら
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９４２号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目４番24号
破産者　シード株式会社
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３３５号
大阪府守口市本町１丁目６番13号
破産者　株式会社イスジック
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1300号
破産者　スタッフバンク株式会社
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５３４号
大阪府寝屋川市池田西町21番12号
破産者　株式会社菅原建設工業
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４２号
大阪府東大阪市吉田７丁目２番30号102号
破産者　有限会社優福介護サービス
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８４７号
大阪府松原市天美北３丁目１番４号
破産者　関西工事株式会社
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７５号
大阪市北区同心１丁目４番２号第二東寺町ビル６Ｆ
破産者　株式会社エンツギウム
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０６０号
大阪市住之江区南港中３丁目９番26―201号
破産者　バー・カピルスこと　宮野　靖子
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１７号
大阪市北区梅田１丁目１番３－Ｂ200号
破産者　株式会社ニュートミヤマ
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４７号
堺市堺区向陵中町４丁４番１号三栄ビル５Ｆ
破産者　株式会社Ｌｉｆｅ　Ｇｒａｎｄ
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係